

公益社団法人静岡県理学療法士会

定款細則

I. 会計に関する項

この細則は定款第8条に定めるところによる。

1. この法人の会費は9,000円とし、公益社団法人日本理学療法士協会年会費11,000円を併せて徴収する。ただし、免許所得年度の新入会員は公益社団法人日本理学療法士協会年会費を5,000円とし、この法人会費9,000円その他、この法人への入会費として5,000円を併せて納入しなければならない。また、上記以外の新入会員は、この法人会費9,000円及び公益社団法人日本理学療法士協会年会費11,000円と、この法人への入会費5,000円を併せて徴収するものとする。
2. 臨時会費を徴収することができる。

II. 表彰に関する項

1. 表彰者を推薦するために表彰委員会を設置する。
2. 表彰委員会は常設機関とし、表彰に関する事項のみを審議・審査する。
3. 表彰委員は各地区より1名以上を理事会において選出し構成する。
4. 表彰委員は必要に応じて表彰委員長がこれを補充する。
5. 委員長は表彰委員の互選により選出する。
6. 表彰委員の任期は2年とする。
7. 被表彰候補者は表彰委員を辞任しなければならない。
8. 表彰委員会はこの細則に定める基準に適合すると思われるもので且つ他の会員の模範となる会員を会長が推薦する。
9. 前条により推薦しようとする場合には、従事した行動や業務の内容、功績の程度を具体的に記載した理由書を添付すること。
10. 会長は表彰委員会より提出された推薦事由を理事会に付し、理事会の審議の上表彰する。
11. 次の各号に該当する会員は静岡県理学療法士会功労賞として表彰する。
 - (1) この法人定款に定める役員あるいはこの法人の選出代議員として通算15年以上役職にあったもの
 - (2) 会長として2年以上役職にあったもの
 - (3) この法人の活動に多大なる貢献をしたもの
12. この法人在籍通算30年以上の会員は、静岡県理学療法士会永年勤続賞として表彰する。
13. 理学療法士として学術活動に多大なる貢献をしたものは学術功労賞として表彰する。

14. この法人会員として、公益社団法人日本理学療法士協会関係の学会あるいは学術誌に演題もしくは論文を多数発表したものは学術奨励賞として表彰する。
15. 第7条による他理事会の審議・審査の上表彰がふさわしいと思われるものは表彰する事ができる。
16. 理事会はこの法人に対し多大な援助を与え、発展に寄与した個人または団体に対して感謝状を贈呈することができる。
17. 公益社団法人日本理学療法士協会または他団体等から依頼のあった表彰候補者の推薦については、表彰委員会で選考し理事会において承認する。
18. 本細則に疑義が生じた場合は、表彰委員会が検討し理事会において決定する。
19. 本細則上、推薦事由にあたる項目については、この法人の前身団体における実績も対象とする。

Ⅲ. 福利厚生に関する項

この細則は定款第4条5項に定めるところによる。

1. 弔慰金の給付は次の通りとする。
 - (1) 会員死亡の場合、その当該年度の会費相当額を弔慰金とする
 - (2) 会員外においては、全ての理事が必要と認めた場合、弔慰金を給付することができる
2. 会員が長期にわたる疾病にかかった時等は適宜見舞いすることができる。
3. 上記事項の発生の予期または発生後、会員相互扶助の精神に基づいて直ちに事務局に連絡し対応できるよう会員は協力することとする。
4. 有事の際には会長または役員が出向くこととする。
5. 上記の理由で出張するものには、旅費規定の運用により交通費等を支給する。
6. 会員が福利厚生を受ける権利は入会后直ちに効力を発する。

Ⅳ. 地区に関する項

1. この法人は以下の3地区に分割する。
 - (1) 富士市、富士宮市以東を東部地区とする
 - (2) 静岡市以西、牧之原市、島田市、榛原郡以東を中部地区とする
 - (3) 浜松市、周智郡、掛川市、菊川市、御前崎市以西を西部地区とする

Ⅴ. 学会に関する項

この細則は定款第4条2項に定めるところによる。

1. 学会の名称を静岡県理学療法士学会とする。
2. 学会は理学療法に関する学術の研究事業を行うことを目的とする。

3. 学会の開催は原則として年1回開催し、開催地区は西・中・東部各地区輪番制とする。
4. 演題発表資格
 - (1) 演題（筆頭）の応募資格を有する者は公益社団法人日本理学療法士協会及び公益社団法人静岡県理学療法士会会員であること
 - (2) 他職種（学生含む）が筆頭演者の場合は、共同演者に本会員が含まれている必要があること
5. 演者に関する倫理上の注意
 - (1) ヘルシンキ宣言に沿った研究であること
 - (2) プライバシーや人体に影響を与える研究に関しては、対象者に説明と同意を得たことを本文中に明記すること
 - (3) レントゲン写真や侵襲を伴う研究方法がなされた場合は、抄録中にそれを実際に施行した人の職種を明記すること
6. 演題応募上の注意
 - (1) 演題は未発表のものであること
7. 学会組織
 - (1) 本会に学会長1名を置く
 - (2) 学会長は理事会により決定する
 - (3) 学会長の任期は任命後、当該学会残務処理終了後までとする
 - (4) 学会長は学会の企画・運営に関する決定を行う
 - (5) 学会長または代行者は企画・運営等の学会に関する経過を適時理事会において報告し承認を受ける
 - (6) 学会長は学会終了後、学会報告書及び学会収支決算書を作成し、監事による監査を受けた後、理事会において報告する
 - (7) 学会長が職務を遂行できない事情が生じた場合には、代行者を任命する
 - (8) 学会に学会準備委員長1名と若干名の準備委員を置く
 - (9) 学会準備委員長及び準備委員は学会長が任命する
 - (10) 学会準備委員長及び準備委員は学会の企画・運営にあたる
 - (11) 学会準備委員長及び準備委員の任期は、任命後当該学会残務処理終了後までとする
8. 学会に要する費用はこの法人の援助金、会場整理費等をもってあてる。

VI. 旅費等手当に関する項

この細則は、会長の命により、この法人の用務により旅行する役員等に対して支給する旅費等手当について必要な事項を定めるものとする。

1. この規則でいう役員とは、会長、副会長、業務執行理事、理事、監事、部長、委員長、代議員等である。
2. 役員が理事会またはこの法人の用務で部会、事業ならびに事業に関連した会議に出席するため旅行した場合に旅費等手当を支給することができる。

3. 役員以外の者がこの法人の用務で旅行する場合は、役員に準じた旅費を支給するものとする。
4. 旅費は最も合理的な方法で旅行をした場合の旅程により計算する。
 - (1) この法人活動に出席する役員等は実費に基づき支給する
 - (2) 前項以外の会議に出席する場合は路程距離分の鉄道賃もしくは交通費等の旅費手当を支給する
 - (3) 会長がこの細則による旅費等手当にて旅行することが予算上困難であると認めたととき、理事会で協議して別に定める旅費等手当を支給することができる
5. 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料を含む旅費等手当とする。
6. 旅費等の支給を受けるものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、事後速やかに当該旅費の支出または支払いをする者に提出し、支給を受けるものとする。
7. この細則に定めていない事項は理事会で議決する。

VII. 代議員に関する項

この細則は公益社団法人日本理学療法士協会定款第5条に定めるところによる。

1. 代議員は、正会員の中から選出する。
 - (2)代議員の選挙は、本会選挙細則に基づき、役員選挙に準じて、定員連記投票で行う。
2. 代議員の定数は公益社団法人日本理学療法士協会定款による。
3. 代議員の資格は公益社団法人日本理学療法士協会定款による。
4. 代議員会に提出する議題は、正会員から広く公募し、理事会の承認を得たものとする。
5. 代議員は代議員会の議事内容を報告しなければならない。
6. 代議員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(附則)

- 1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。